

障害者の暮らしの場

④

秋保和徳さん(61)、喜美子さん(63)は、障害者が地域で暮らすための支援が整っていなかった時代に、ともに重度の障害を抱えながら結婚しました。広島県廿日市市の自宅で暮らしています。

■浴槽や便座は

床に埋め込まれた浴槽。床と同じ高さの便座。自宅は、脳性まひで立つことが難しい2人に合わせリフォームしてあります。外出は電動車いすを利用します。重度障害者のための授産施設で出会った2人。1977年に結婚し、翌年、長男が生まれました。86年には自宅近くに作業所が開所。生きがいを持って働ける場もできました。



床に埋め込まれた浴槽
|| 広島県廿日市市

全国の小規模作業所などをつくる団体「きょうざれん」(西村直理事長)が2012年に実施した調査で

地域での生活

自由な自宅が何より

は、「結婚している」と回答した障害者はわずか4%です。

こうした現状にもかかわらず、2人は施設に入らず地域で暮らすことを選びました。「6歳になるかならない

かで親元を離れて施設生活がはじまった。規則ではばられる生活だったから、一般社会で暮らすのが夢だったよ」と和徳さんは強調します。

ヘルパー制度がなかった結婚当初、障害がより軽い喜美子さんが家事のほとんどをこなしていました。いまは

どを担い、近くに住む喜美子さんの母親(93)が支えてきました。「子どもはミルクを飲むのも、5カ月ぐらいいから自分で哺乳瓶を持って飲んでましたよ」と喜美子さんは笑います。

毎日朝晩、ヘルパーが夫妻の着替えの介助や家事などをします。

■2年後の不安

2人はいまから2年後の生活に不安を抱いています。喜美子さんが65歳になると、障害福祉制度ではな

りました。支払いきれず、借金したことも。秋保さん夫妻は「障害が重いほど利用料負担も重くなるのは憲法違反だ」と全国の障害者といっしょに国と地方を相手取り裁判を起こしました。

ると、介護保険制度を優先して利用しなければならぬからです。いまは、ヘルパーなどの利用料は無料ですが、介護保険になると1割の利用料が発生します。介護保険で給付される時間数が足りない分は障害福祉制度から給付され、その分だけは無料になります。

夫妻の収入は年金と重度障害手当などを合わせて月約20万円。「介護保険の利用料を月4万円以上支払っている知人もいる。とてもじゃないけど生活できなくなる」と喜美子さんは肩を落としています。

国は10年1月、障害者の尊厳を傷つけたと反省の意を表した基本合意を原告と交わし、同年4月から住民税非課税世帯は利用料が無料に。2人も一安心しました。同時に国は、自立支援法に代わる新法では介護保険優先原則の廃止を盛り込むことも約束しましたが、いまだに果たされていません。

障害者自立支援法が施行された06年、2人の利用料自己負担額が多いときで、月5万円を超えたことがあ

でも自宅を暮らす自由には代えられない。国に基本合意を守らせるために声をあげ続けなければ」と強調します。

(おわり)



重い障害を持ちながら35年以上地域で暮らす秋保さん夫妻—広島県廿日市市